

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パレスチナ解 放機構 (注5)	ヨルダン溪谷コミュニティーのための公共サービス活動計画のための贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の交換公文	ヨルダン溪谷コミュニティーのための公共サービス活動支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,176,000千円 H23.3.31まで	H22.3.2 ラマツラ で (同日)	日本側 橋本尚文対パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所長 パレスチナ解放機構側 サラーム・フサイヤード パレスチナ暫定自治政府首相兼財務庁長官	H22.3.24 109号
パレスチナ解 放機構 (注5)	パレスチナ暫定自治政府に対する贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の交換公文	パレスチナ自治政府の経済社会開発努力推進に寄与するため、双方の関係当局間で合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること	1,500,000千円 -----	H22.10.24 ラマツラ で (同日)	日本側 橋本尚文対パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所長 パレスチナ解放機構側 サラーム・フサイヤード パレスチナ暫定自治政府首相兼財務庁長官	H22.11.8 468号
パレスチナ解 放機構 (注5)	パレスチナ暫定自治政府に対する贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の交換公文	パレスチナ自治政府の経済社会開発努力推進に寄与するため、双方の関係当局間で合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること	1,000,000千円 -----	H22.12.27 ラマツラ で (同日)	日本側 山本英昭対パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所副所長 パレスチナ解放機構側 サラーム・フサイヤード パレスチナ暫定自治政府首相兼財務庁長官	H23.1.17 11号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。
(注5) 本案件では、国(政府)、国際機関に該当しない。